

国設小佐渡東部鳥獸保護区
小佐渡東部特別保護地区

指定計画書（案）

平成 年 月 日

環 境 省

記載内容

1 特別保護地区の名称

小佐渡東部鳥獣保護区特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

希少鳥獣生息地の保護区

3 特別保護地区の区域

新潟県佐渡郡新穂村所在下越森林管理署佐渡森林計画区 1 2 3 林班いからほまで及びかからきまでの各小班、1 2 4 林班、新穂官行造林地 4 林班から 6 林班並びに新穂官行造林地 4 林班い小班内にある県有地並びに同林班い及びはの各小班内にある民有地の区域

4 指定理由

小佐渡東部鳥獣保護区は、絶滅の危機にひんするトキの生息地保護のために設定された保護区である。

当該地域は、過去においてトキの採餌・営巣の多いところであり、現在実施されているトキの人工増殖事業が順調に推移した場合の野生復帰の候補地として良好な自然環境を有していると考えられることから、その保全のため特別保護地区の指定を必要とするものである。

5 指定する国設鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 7 3 4 ha

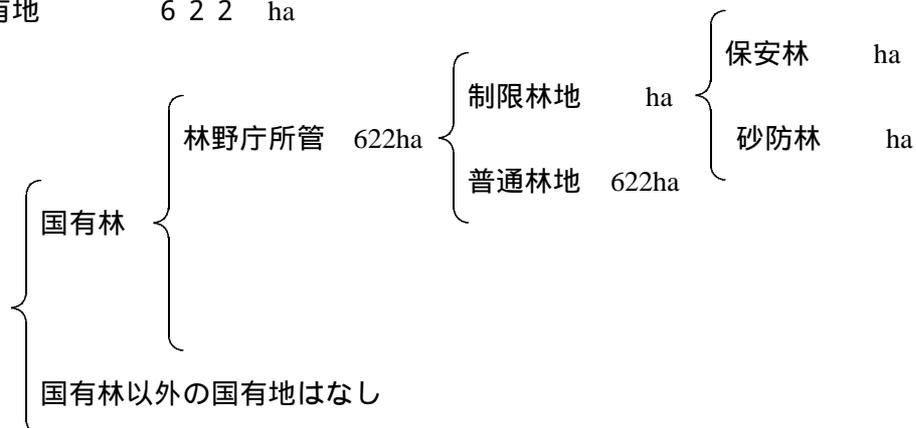
内 訳

ア 形態別内訳

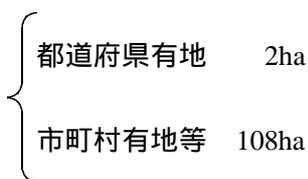
林野	7 3 1	ha
農耕地		ha
水面	2	ha
その他	1	ha

イ 所有者別内訳

国有地 622 ha



地方公共団体有地 110ha



私有地等 2ha

公有地水面 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (小佐渡県立自然公園)	734 ha	特別保護地区	- ha
		特別地域	- ha
		普通地域	734 ha
文化財保護法による地域	- ha		

6 特別保護地区の存続期間

平成13年11月1日から平成23年10月31日まで

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1)当該地域の概要

当該区域は、佐渡島の中心からやや南西部に所在する、新穂村の東部に位置し、標高600m前後の小佐渡山脈（大隅山、国見山、大地山、東境山、経塚山）の国見山（629.5m）を北端とした西側一帯に広がる山地である。

区域を流れる河川は、中央を流れる国府川と南端を流れる天神股川があるが、新穂ダムで合流し、国府川として国仲平野を貫流しながら、真野湾に流下している。

土壌の分布としては、褐色森林土が全体を覆っており、また林況は大きく分けると、国府川を境に北側はスギを主体とした人工造林地が比較的多く、南側はコナラ、クリを主体とした広葉樹林地が広がっている。

この地域は、過去において、希少鳥獣トキの採餌、営巣地であった他、カイツブリ等126種の鳥類、イタチ等4種のほ乳類の生息がこれまでに確認されている。

(2)生息する鳥獣類

(アンダーラインを付したものは、環境大臣がその保護繁殖を特に必要があるとして定めた鳥獣及び特別天然記念物・天然記念物、印を付したものは通常観察されるものを示す。)

ア 鳥類

カイツブリ、ゴイサギ、アオサギ、オシドリ、マガモ、カルガモ、コガモ、トモエガモ、ヨシガモ、オカヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、アカハジロ、キンクロハジロ、スズカモ、ミコアイサ、カワアイサ、ミサゴ、ハチクマ、トビ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、チゴハヤブサ、チョウゲンボウ、コジュケイ、キジ、ヒクイナ、クサシギ、タカブシギ、イソシギ、タシギ、チュウジシギ、オオジシギ、アオシギ、キジバト、アオバト、ジュウイチ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、トラフズク、オオコオノハズク、アオバズク、ヨタカ、ハリオアマツバメ、アマツバメ、ヤマセミ、アカショウビン、カワセミ、オオアカゲラ、ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ピンズイ、タヒバリ、サンショウクイ、ヒヨドリ、モズ、オオモズ、キレンジャク、ヒレンジャク、カワガラス、ミソサザイ、カヤクグリ、コマドリ、コルリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、ノビタキ、イソヒヨドリ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、シロハラ、マミチャジナイ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、オオヨシキリ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、キクイタダキ、キビタキ、ムギマキ、オオルリ、エゾビタキ、コサメビタキ、サンコウチョウ、エナガ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、コガラ、メジロ、ホオジロ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、アオジ、クロジ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ベニヒワ、オオマシコ、イスカ、ベニマシコ、ウソ、コイカル、イカル、シメ、スズメ、ムクドリ、カケス、ヤマドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス

イ 獣類

ノウサギ、テン、イタチ、タヌキ

(3)当該地域の農林水産物の被害状況

なし

8 鳥獣法第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

なし

9 特別保護地区の維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	15	本
特別保護地区用制札	5	本
案内板	1	基
その他		
鳥獣保護管理棟	1	棟